

日時：2016年4月1日 18:00~20:00

場所：のぞみ総合法律事務所

情報処理に関する法的問題研究グループ第3回勉強会議事録

これまでの議論に加え、以下のようにまとめられた。

- ・これまでのソフトウェア契約のモデルはウォーターフォール開発を想定したものであり、アジャイル方式のモデルはそれらを踏襲したものであること
- ・実際のベンダーやユーザ側からの意見を踏まえると、現状のアジャイル開発契約に役立っているモデルはまだない
- ・調査の結果、アジャイル開発の現状は、比較的小規模でお互いの信頼関係の上で成り立っており、その中で大きな紛争までに至っているケースが少ないが、どちらかが泣き寝入りしているパターンが多く、今後紛争になると考えられる。
- ・半分は共同研究でやるというような特殊な状況があればアジャイル開発でもうまくいくが、大規模業務システムではそうはいかないことが多そうである。ベンダーの能力不足によるトラブルはあり得る。
- ・アジャイル開発の定義自体のズレが、弁護士側、開発者側にあることから、当然、ベンダー、ユーザによっても定義がまちまちであることは明らか。
- ・アジャイル開発はもともと海外で提案された手法である。今後の方針としては、日本におけるアジャイルソフトウェア開発に対応する契約モデルを作ることを目指すこととした。
- ・次回以降、勉強会で、汎用的なアジャイル開発を行っている人に話をしてもらう方向で調整することとした。